

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第 1 条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(職)</p> <p>第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>職</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">本庁</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>秘書広報室</td><td>[略]</td><td>室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、その職務を代理する。</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～5 [略]</p>	区 分	職	職 務	本庁	[略]		秘書広報室	[略]	室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、	[略]	[略]	室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、その職務を代理する。	[略]			[略]			<p>(職)</p> <p>第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>職</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">本庁</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>秘書広報室</td><td>[略]</td><td>室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、<u>あらかじめ定める順位により</u>、その職務を代理する。</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～5 [略]</p>	区 分	職	職 務	本庁	[略]		秘書広報室	[略]	室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、	[略]	[略]	室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、 <u>あらかじめ定める順位により</u> 、その職務を代理する。	[略]			[略]		
区 分	職	職 務																																			
本庁	[略]																																				
	秘書広報室	[略]	室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、																																		
	[略]	[略]	室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、その職務を代理する。																																		
	[略]																																				
[略]																																					
区 分	職	職 務																																			
本庁	[略]																																				
	秘書広報室	[略]	室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、																																		
	[略]	[略]	室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、 <u>あらかじめ定める順位により</u> 、その職務を代理する。																																		
	[略]																																				
[略]																																					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)</p>																																					

第 2 条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(代決)</p> <p>第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第 1 順位者</th><th>第 2 順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者				<p>(代決)</p> <p>第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第 1 順位者</th><th>第 2 順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者			
決裁権者		代決権者															
	第 1 順位者	第 2 順位者															
決裁権者	代決権者																
	第 1 順位者	第 2 順位者															

[略]		
局長	副局長又は担当技 <u>監</u>	[略]
	[略]	
副局長	主管の総括課長	当該事務を担当す る課長又は担当課 長
[略]		

(2) [略]

[略]		
局長	副局長	[略]
	<u>2以上の副局長を 置く局にあつては 、局長があらかじめ 指定する副局長</u>	<u>他の副局長</u>
	[略]	
副局長	主管の総括課長	当該事務を担当す る担当課長
[略]		

(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。